

Ⅱ 農 業 構 造

農業就業人口・農家戸数

○農業就業人口は3万8,736人（販売農家）

平成27年の農業就業人口は3万8,736人で、65歳以上が占める割合が7割を超え、また女性の割合が過半を占めています。

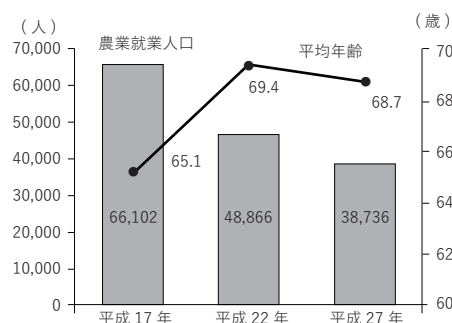
また、農業就業人口の平均年齢は68.7歳で、5年前の前回調査時に比べ0.7歳若返りました。

(単位：人、%)

項 目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農業就業人口	79,746	66,102	46,866	38,736
うち65歳以上	46,998	42,839	34,206	27,969
割合	58.9%	64.8%	73.0%	72.2%
男性	31,441	28,027	22,683	18,933
女性	48,305	38,075	24,183	19,803
女性が占める割合	60.6%	57.6%	51.6%	51.1%

農林水産省「2015年農林業センサス」

農業就業人口と平均年齢



○総農家数は6万790戸、販売農家数は2万8,511戸

総農家数は6万790戸で、前回調査時の平成22年に比べ14.1%減少しました。

また、販売農家は2万8,511戸で、平成22年に比べ21.6%減少しました。

(単位：戸)

項 目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	構成比	構成比 (全国)	説 明
総農家数	84,764	78,459	70,770	60,790	100%	100%	経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が年間15万円以上の世帯
販売農家	55,340	44,815	36,345	28,511	46.9%	61.7%	経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の世帯
自給的農家	29,424	33,644	34,425	32,279	53.1%	38.3%	販売農家以外の農家

農林水産省「2015年農林業センサス」

(参考)

(単位：戸)

項 目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	680,317	713,452	737,151	753,212
うち農家が占める割合	12.5%	11.0%	9.6%	8.1%

県統計課「岐阜県人口動態統計調査結果」／農林水産省「2015年農林業センサス」

経営体の育成

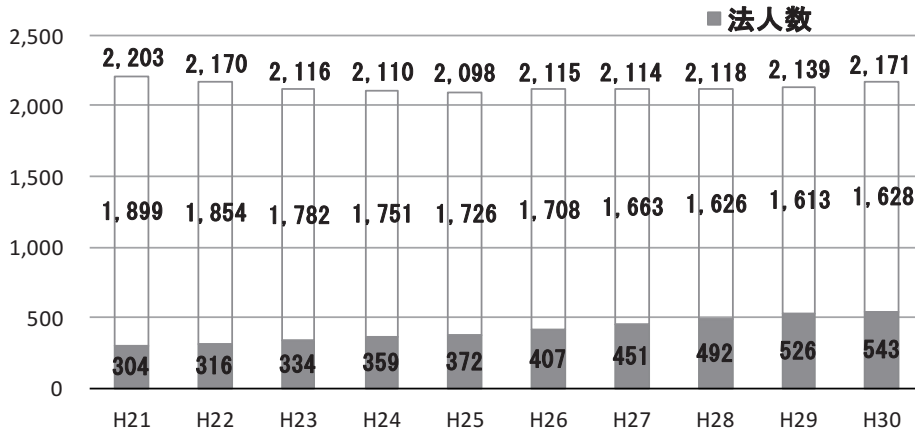
○認定農業者は2,171経営体、施設野菜単一経営が27%

平成30年度の認定農業者数は2,171経営体で、前年度と比べ32経営体増加しました。

営農類型別に見ると、施設野菜が27%を占め、稲作が18%でそれに続いています。

市町村別に見ると、高山市が25%を占め、岐阜市7%、郡上市、中津川市が6%で続いています。

認定農業者の推移



営農類型別認定農業者数

営農類型	経営体数
稲作	383
麦類作	0
雑穀・いも類・豆類	10
工芸農作物	28
露地野菜	87
施設野菜	581
果樹類	100
花き・花木	103
その他の作物	15
酪農	81
肉用牛	179
養豚	25
養鶏	51
その他の畜産	5
複合経営	523
合計	2,171

市町村別認定農業者数

(数値は平成30年3月末現在)

市町村名	認定農業者数	
	認定農業者数	うち法人
岐阜市	145	29
羽島市	33	7
各務原市	53	7
山県市	22	15
瑞穂市	18	7
本巣市	48	20
岐南町	0	0
笠松町	1	0
北方町	8	0
岐阜農林事務所小計	328	85
大垣市	62	22
海津市	123	41
養老町	64	28
垂井町	30	12
関ヶ原町	3	3
神戸町	38	12
輪之内町	28	12
安八町	23	3
西濃農林事務所小計	371	133

市町村名	認定農業者数	
	認定農業者数	うち法人
揖斐川町	87	17
大野町	43	9
池田町	43	9
揖斐農林事務所小計	173	35
関市	64	22
美濃市	12	2
中濃農林事務所小計	76	24
美濃加茂市	58	8
可児市	11	5
坂祝町	7	1
富加町	14	3
川辺町	12	5
七宗町	1	0
八百津町	8	4
白川町	28	7
東白川村	13	2
御嵩町	6	4
可茂農林事務所小計	158	39

市町村名	認定農業者数	
	認定農業者数	うち法人
郡上市	140	27
郡上農林事務所小計	140	27
多治見市	7	4
瑞浪市	23	16
土岐市	5	1
東濃農林事務所小計	35	21
中津川市	129	33
恵那市	75	22
恵那農林事務所小計	204	55
下呂市	65	19
下呂農林事務所小計	65	19
高山市	532	76
飛騨市	84	27
白川村	5	2
飛騨農林事務所小計	621	105
県計	2,171	543

県農業経営課調べ

認定農業者制度

認定農業者制度は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、市町村長が認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとするものです。

○認定新規就農者数は 252 経営体

平成 30 年度の認定新規就農者数は、252 経営体となっています。

認定就農者・認定新規就農者の認定状況

(単位：経営体)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
認定就農者新規認定件数	8	7	8	26	24	28	24	32					
認定新規 就農者	新規認定件数								52	59	76	63	50
	認定者数								52	111	175	217	252

認定新規就農者制度

認定新規就農者制度は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

○農業法人は 658 法人

農業を営む法人を総称して一般的に農業法人といいます。平成 31 年 3 月末現在の農業法人は 658 法人で、前年度に比べ 12 法人増加しました。営農類型別では、米・麦・豆類 287、畜産 117、野菜 98 の順となっています。近年は米麦を中心とした農業法人が多く設立されています。農業法人の形態別では、農事組合法人 251、有限会社 202、株式会社 179 の順となっています。

農業法人と農地所有適格法人の推移

(単位：経営体)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
農業法人	415	417	455	486	506	527	587	621	646	658
農地所有適格法人	214	216	240	248	255	273	319	342	369	371

平成 31 年 3 月末現在 岐阜県農業会議調べ

営農類型別農業法人

(単位：経営体)

営農類型	米・麦・豆類	野菜	花き	果樹	畜産	茶	その他
農業法人	287	98	52	25	117	18	61
農地所有適格法人	231	45	24	11	41	7	12

平成 31 年 3 月末現在 岐阜県農業会議調べ

形態別農業法人

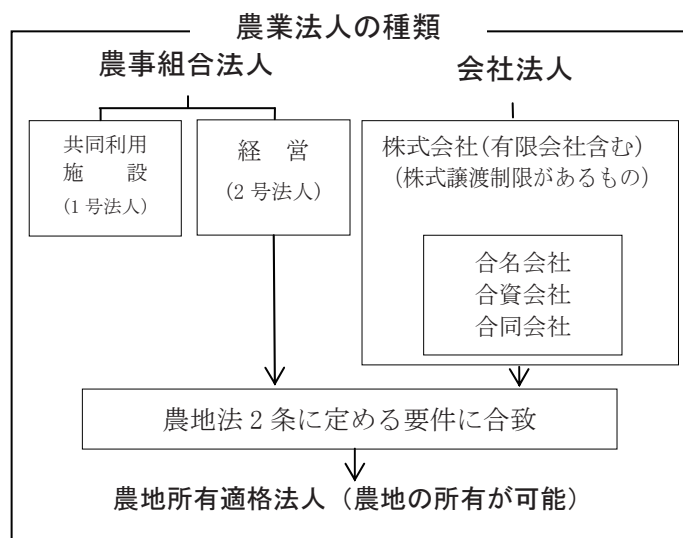
(単位：経営体)

形態	農事組合法人 1 号	農事組合法人 2 号	農事組合法人 1・2 号	株式会社	有限会社	合資会社	合同会社	その他
農業法人	34	72	145	179	202	2	8	16
農地所有適格法人	0	59	110	80	115	2	5	0

平成 31 年 3 月末現在 岐阜県農業会議調べ

※農地所有適格法人

農業法人のうち、農地を所有して農業を営むことができる法人を農地法上「農地所有適格法人」といいます。



○企業等の農業参入について

農業以外の事業を営む法人が設立した農地所有適格法人もしくは農地法等に基づき解除条件付きで農地を借入れた法人等を農業参入法人といいます。

平成 22 年 11 月の農地法の改正により、農外企業が農業に参入しやすくなったことから、農業参入法人は増加しており、平成 31 年 3 月末現在では、137 社となっています。

農業参入法人 137 社のうち、製造業が 26 社と多く、次いで建設業が 25 社、食品関連業が 22 社となっております。

他産業からの農業参入については、地域の農業の担い手としてだけでなく、地域全体の活性化につながる役割も期待されています。

農業参入法人のタイプ

<p>○農業法人設立タイプ</p> <p>関連会社として農地所有適格法人を設立し、農地の権利を取得して農業を開始</p>	<p>○農地権利取得タイプ</p> <p>農地法又は農業経営基盤強化促進法等に基づき、解除条件付きで農地の権利を取得して農業を開始（特定法人含む）</p>	<p>○農地未利用タイプ</p> <p>野菜工場や水耕栽培施設等農地を利用しない農業を開始</p>
--	---	---

農業参入法人数の推移

(単位：社)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
農業参入法人数	18	42	50	59	72	81	97	102	116	137

平成 31 年 3 月末現在 県農業経営課調べ

農 地

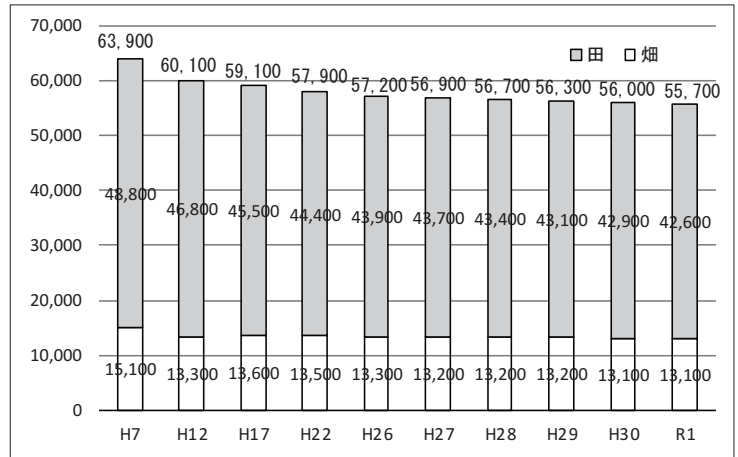
耕地面積の推移

○耕地面積は5万5,700ha

令和元年の耕地面積は5万5,700haで、前年に比べ300ha減少しました。これは、耕作放棄等によるかい廃等があったためです。

○耕地利用率は86.4%

平成30年農作物の作付延べ面積は、4万8,400haで、前年に比べ300ha減少しました。主なものとして、水稻では600ha増加しましたが、その他作物が900ha減少しました。耕地利用率は0.1ポイント減少し86.4%でした。



農林水産省「耕地面積調査」

○農業振興地域は15万8,313ha、うち農用地区域は5万1,840ha

平成30年12月現在の農業振興地域の面積は15万8,313haで、このうち農地として利用する農用地区域面積は5万1,840haです。

農業振興地域制度の管理面積（平成30年12月現在）

(単位: ha)

項目	農用地計				混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林	その他	合計	
	田	畑	樹園地	採草放牧地						
農業振興地域	58,843	41,773	9,289	5,257	2,524	2,580	541	24,193	72,156	158,313
農用地区域	46,880	35,815	5,142	3,593	2,330	1,915	510	2,392	143	51,840

県農村振興課調べ

○中山間地域の直接支払制度による農地の保全面積は9,134ha

中山間地域など農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した集落や農業者に対して交付金を交付することにより、耕作放棄地の発生防止を図っています。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
実施市町村数	23	23	23	23	24	24	24	24	24	25
協定数	887	894	898	905	910	870	883	886	888	888
交付対象面積(ha)	8,871	8,979	9,032	9,106	9,146	8,951	9,040	9,094	9,118	9,134
交付金額(百万円)	1,218	1,234	1,242	1,253	1,257	1,233	1,243	1,256	1,259	1,265
対策期間	第3期対策					第4期対策				

県農村振興課調べ

○耕作放棄地面積は中山間地域が2/3

担い手の不足、農産物価格の低迷、鳥獣被害の増大等により、近年耕作放棄地が拡大しています。中山間地域は生産条件が不利であることから、耕作放棄地全体の2/3を占めています。

項目	平成22年	平成27年	対平成22年増加率%
耕作放棄地面積ha	5,490(100)	6,188(100)	12.7
平坦地域	1,825(33)	2,187(35)	19.8
中山間地域	3,665(67)	4,001(65)	9.5

農林水産省「2015年農林業センサス」

○耕作放棄地活用面積は94ha

県と地域が共同で草刈りや農作物の植付け等を行う「農地イキイキ再生週間」の実施や地域再生協議会による解消活動、農外企業による耕作放棄地を活用した農業生産の支援等、耕作放棄地解消のための取組みを実施しています。

(単位: ha)

	H27	H28	H29	H30	R1
耕作放棄地活用面積	63	134	110	124	94

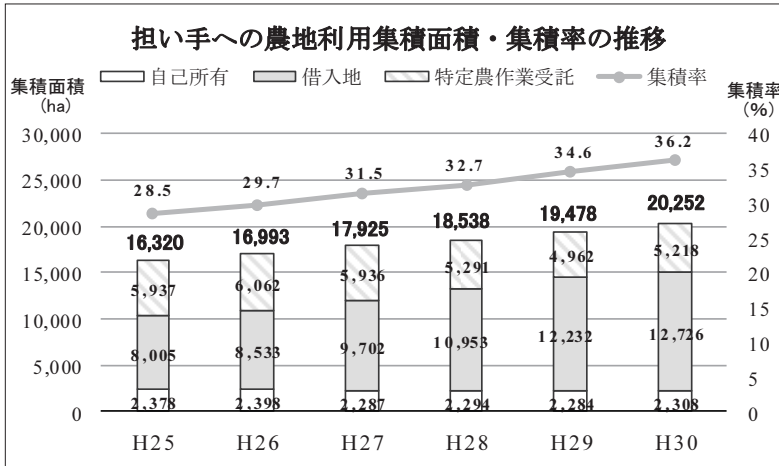
県農村振興課調べ(R1 荒廃農地調査 R2.2末)

農地集積・集約化

○農地の利用集積について

農業経営体の農地利用については、利用権設定等の借入地による集積が進んでおり、平成 31 年 3 月末現在の担い手への農地集積面積は 20,252ha で、耕地面積の 36.2% となっています。

地域別では、平坦地の多い西濃地域で集積率が高く、認定農業者が多い飛騨地域を除いて、中山間地域が多い中濃や東濃地域では集積率が低くなっています。



地域別の集積状況

圏域名	耕地面積	集積面積	集積率
岐阜	12,018ha	2,946ha	24.5%
西濃	17,216ha	10,450ha	60.7%
中濃	10,890ha	2,455ha	22.5%
東濃	8,535ha	1,695ha	19.9%
飛騨	7,280ha	2,706ha	47.2%
計	56,000ha	20,252ha	36.2%

平成 31 年 3 月末現在 県農業経営課調べ

○農地中間管理事業について

平成 26 年の「農地中間管理事業の推進に関する法律」の施行に伴い、担い手への農地集積率を 8 割にすることを目標として、各県に農地中間管理機構を設置して担い手への農地集積・集約化を行う「農地中間管理事業」が創設されました。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現在 (平成 26 年度)	目標 (令和 5 年度)
耕地面積 (①)	57,200 ha	55,400 ha
担い手が利用する面積 (②)	16,992 ha	43,212 ha
②/①	29.7 %	78.0 %

岐阜県農地中間管理事業の推進に関する基本方針 (平成 28 年 4 月 1 日変更) より

平成 26 年 3 月に (一社) 岐阜県農畜産公社を県の農地中間管理機構として指定し、平成 26 年 4 月から事業を開始しました。

令和 2 年 1 月までの累計では、1,368 経営体から 12,832ha の借受け希望があり、1,005 経営体に対して 7,244ha を貸付けました。

農地中間管理機構の貸付け面積 (権利発生ベース) の推移

(単位: ha)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
貸付け面積	939	2,755	1,281	969	622	678	7,244
うち新規集積	65	507	382	244	211	77	1,486

令和 2 年 1 月末現在 県農業経営課調べ

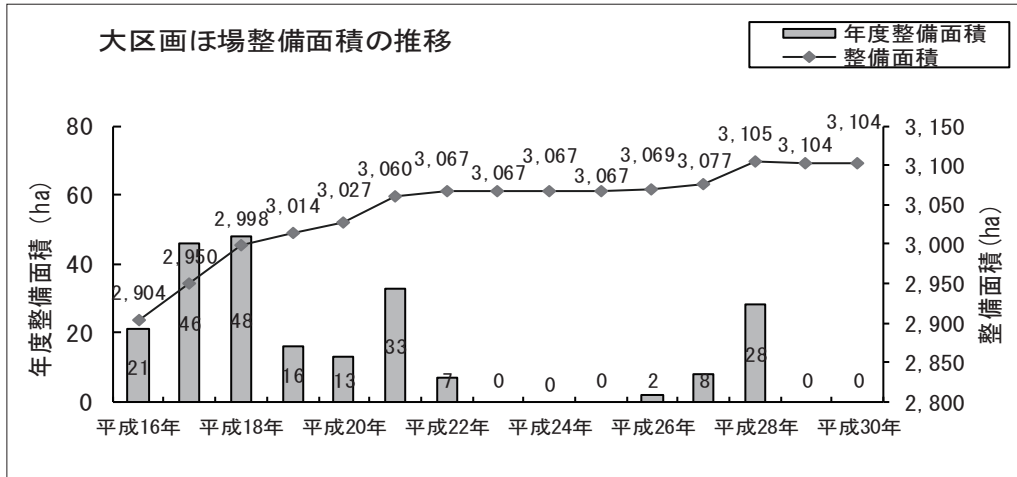
農業農村整備

○大区画ほ場整備面積は 3,104ha

西濃地域高須輪中を中心に、大区画のほ場が多く整備されています。

こうした良好な基盤条件を背景に、農地利用集積による経営規模の拡大、農作業効率の向上による生産の低コスト化が進められ、大規模な経営を行う担い手・生産組織が育成されています。

※大区画ほ場整備：水田の標準区画 50a 以上かつ用排分離がなされたもの



県農地整備課調べ

○基幹的農業用水路の整備延長は約 649km

県下には基幹的な用水路が約649kmあり、農産物づくりに欠かすことのできない、豊かできれいな農業用水の安定供給に貢献しています。

これらの施設の老朽化が進む中、ストックマネジメントセンターと連携し、計画的な維持管理体制の整備と、適時、適切な用水路の修繕などの予防保全対策により、施設の長寿命化を図るとともに、計画的かつ効率的な更新整備や水質保全対策を推進しています。

【基幹的用水路の整備状況】

R2. 3. 31現在

圏域名	全体延長 (km)	更新整備済 (km)	予防保全対策実施済み (km)
岐 阜	130.2	23.2	10.6
西 濃	213.8	14.3	30.1
中 濃	194.7	4.0	14.4
東 濃	66.0	-	3.4
飛 騨	44.2	-	3.7
計	648.9	41.5	62.2

注1) 基幹的用水路は、受益面積が100ha以上を有する用水路をいう。

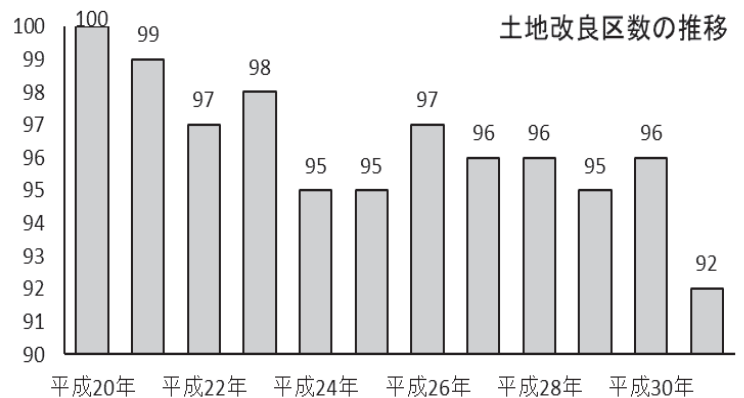
注2) 本表における整備の始期は予防保全対策に着手した平成18年度とする。

県農地整備課調べ

○土地改良区は 92 団体

土地改良区は農業用施設の維持管理などを行っている農業を営む人の組織で、現在県内に 92 団体 (R1. 12 末) あります。近年、土地持ち非農家が増加しており、農業用施設の管理体制の低下が懸念されています。

そこで、農業用施設の管理体制を強化するため、土地改良区の再編などによる組織強化と合わせ、土地改良区と非農家が協働で行う維持管理活動 (水路清掃、草刈等) などの取り組みを推進しています。



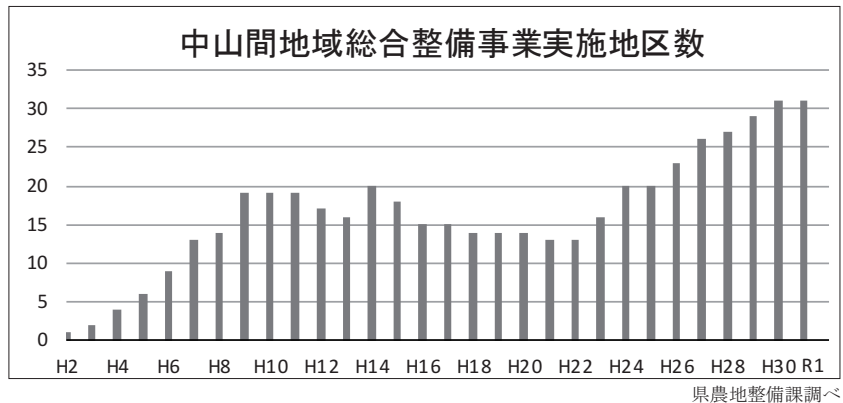
県農地整備課調べ

中山間地域総合整備

○中山間地域の農業農村環境の整備

中山間地域において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう平成2年度から中山間地域総合整備事業に取り組んでいます。

このことにより、中山間地域の農業生産基盤の整備や農村生活環境の充実が図られるのみでなく、この地域が持つ多面的機能効果の確保にも役立っています。



中山間地域総合整備事業は、平成30年度までに63地区が完了し、令和元年度には31地区で実施しています。

○農業生産基盤の整備

農業生産基盤の整備として、老朽化した用排水路の改修、農道の整備、ほ場整備等を実施しています。

用水路の整備
(郡上市)



ほ場整備
(下呂市)



○農村生活環境の整備

農村生活環境の整備として、集落道の整備、農業集落排水路の整備、農業集落防災安全施設（防火水槽等）の整備を実施しています。

集落道整備
(郡上市)



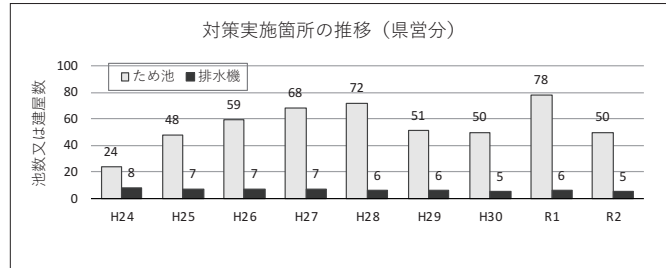
農業農村の強靱化

○老朽化した農地防災施設の整備が必要

施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、耐震性が低い等の農業用ため池、排水能力等の低下した農業用排水機場について改修や更新、補修を行っています。

◆農地防災関連施設状況（R2.1.31現在）

圏域名	ため池総数	農業排水機場		
		防災重点ため池	箇所数	建屋数
岐阜	86	75	15	16
西濃	93	70	45	57
中濃	483	398	—	—
東濃	1,530	847	—	—
飛騨	46	30	—	—
計	2,238	1,420	60	73



県農地整備課調べ

○農道の整備延長は約 623km

県営農道整備事業は昭和 40 年から基幹農道整備事業（旧農免農道）、昭和 45 年から広域農道整備事業、昭和 46 年から一般農道整備事業、平成 5 年からふるさと農道整備事業（県単）などの事業をそれぞれ実施しています。平成 30 年度までに 4 事業全体で 234 地区、597km を整備しました。

【県営農道整備事業の実施延長】

R2.3.31現在

事業区分	工期	全体		平成30年度迄完了		令和元年度実施中	
		地区数	延長(km)	地区数	延長(km)	地区数	延長(km)
基幹農道	S40～	135	298.2	132	293.6	3	4.6
広域農道	S45～	32	171.4	22	149.8	10	21.6
一般農道	S46～	56	117.0	56	117.0	0	0.0
ふるさと農道等	H5～	29	36.7	24	36.7	5	0.0
計		252	623.3	234	597.1	18	26.2

県農地整備課調べ

○緊急輸送ネットワークに関する農道橋の耐震補強を推進

農道は、農産物輸送の合理化はもとより、災害発生時の避難路及び代替輸送路としての機能を有することから、県が指定する緊急輸送道路ネットワークに位置付けられた農道及び緊急輸送道路に接続する農道にある橋梁を対象に耐震化を推進しています。

【緊急輸送ネットワークに関する農道橋の耐震補強の状況】

	緊急輸送道路橋に関する農道橋数	着手・整備済		R2以降事業着手予定
		H30までに整備済	R1事業継続中	
ネットワークに指定された農道にある橋梁	5	5	—	—
ネットワークに接続する農道にある橋梁	45	13	5	27

県農地整備課調べ